

第14回 岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会会議録

1 日時 平成21年3月24日(火) 10時00分～12時00分

2 場所 鎌倉市役所 福祉センター 第1・第2会議室

3 出席者

出席委員：安富委員長、増本委員、安達委員、小沢委員、川口委員

事務局：経営企画部次長、行革推進担当担当次長、土地利用調整担当担当課長
経営企画課課長補佐、経営企画課企画政策担当主事

4 議題

(1) 会議録の確認について

(2) 意見陳述について

(3) 今後の進め方について

(4) その他

5 会議の概要

冒頭、配布資料の確認、本日の議事進行及び傍聴の取り扱いについて確認が行われた後、意見陳述が行われた。

委員長：傍聴の皆様、事務局から説明があったと思いますが、傍聴のルールをお守りください。それでは日程1「会議録の確認について」ですが、前回の会議録は事前に各委員に送付していますので、確認をお願いします。何かありましたら事務局に申出ください。何もなければ確認としたいと思います。

委員長：日程2「意見陳述について」に入ります。事務局から意見書の提出及び意見陳述の状況、また、陳述の進め方についての説明をお願いします。

事務局：「意見書の提出及び意見陳述の状況」、「意見陳述の進め方」について事務局から説明。

委員長：ただいま、事務局から意見陳述の進め方について説明がありましたが、各委員の皆様、よろしいでしょうか。

各委員：（了 承）

委員長：それでは、意見陳述を始めたいと思います。あらかじめ一言お話しをさせていただきます。この岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会は、既に設置要綱をご案内かと思いますが、神奈川県開発審査会において、二度にわたり取り消しの裁決を受けたことに伴い、一連の手續について原因の解明及び改善策等について客観的視点からの検討が必要であるということで、市長の諮問機関という形で設置されているものであります。非常に重要な問題が多々ある中で、市民の皆様方のご関心も高いということで、市民の皆様方とともにこの外部委

員会を進めて行きたいと思っているところであります。そういう意味でも、既に一度皆様方からの意見をいただくという機会を設けましたが、改めて、外部委員会としまして、一連の手續について、原因の解明及び改善策等について検討を行いたいということで、今回、2回目のご意見を賜る機会を設けさせていただいた次第であります。当委員会の設置の趣旨等を踏まえたうえで、いろいろなご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、大船観音前マンション問題にとりくむ市民会議の代表世話人であり、星野様からご意見の陳述を賜りたいと思います。星野様よろしくお願いします。

星野氏 : 昨年の3月に引き続きまして、私達の意見を聴いてくださるということにつきまして、心から御礼申し上げます。それでは、私が提出しました意見書につきまして、補足を加えながら説明させていただきます。まず、冒頭でございます。この問題の解決のためには、法的な問題を究めることが最も重要だと思いますが、それだけに留まっていたのでは本質的な解決はない、そう申し上げておきます。つまりは、鎌倉市にとっては違法でないまでも不当なことが多々ある、それを是正していくことが必要である。それから、委員長の言葉に逆らいますが、この委員会は市長からの委嘱を受けて、設置要綱に基づいて設置されているということですが、このような第三者機関はそのようなものに拘束されるべきではないと思います。つまりは、皆様方の良心と専門性にかけて、本当にやらなくてはならないことは何か、それをお考えのうえにお進めいただけたらと思います。それが前置きでございます。そのあとA B Cと具体的な項目に分けて問題点を指摘しておりますが、まずAは法的な問題でございます。やはり法的な問題が一番重要な問題でありまして、ゴシックの強調体で書かせていただきました。そのうちの 編入同意、都市計画法 32 条、33 条の関係でございます。これはこの委員会でも相当ご審議があって、33 条のほうが包括的なのだということが示されておりますが、これをもっと明確に打ち出していきたい、断定していただきたい、と思うわけでございます。それから の軽微な変更、これは、私もこの事件に関係して初めて知って驚いたのですが、鎌倉市の軽微と判断する基準は非常識なまでに不当でございます。私は以前に意見書として近隣市の軽微な変更の基準として資料をお出し致しました。ご興味あればその近隣市の名前もあげますが、此方都市計画行政、彼方建築行政、その違いはありますが、考える基本は同じだと思います。それに比べると、いかにも非常識、不当な基準でございます。これは是正が必要だと思います。それから 番目の 260 - 2 の土地を(053 -)101 号線に編入した問題でございます。これにつきましては、市のほうはもともと 260 - 2 というのは道路用地だったと、繰り返して説明していますが、そのように動き出したのは、今の事業者の代理人、地権者については変わってきていますが、事業者の代理人は一貫して係わっています。

その代理人が出て来てからの話でございます。私は昭和 16 年から現地に住んでおりますが、この土地を市が何か管理しているなどという話は、見たことも聞いたこともありません。あるいは、市はそれに対して、目視で安全性は確認しているのだと言うかも知れませんが、そもそも、道路台帳に無い土地を道路として認識して確認が出来るのでしょうか。それから、同じ鎌倉市において、緑地保全推進地区の規制がかかった、そういった状況において知らなかったということはどのようなのでしょうか。疑問だらけでございます。それから、こういった土地を道路区域に編入するということは、道路の改良が目的のはずでございます。そうすることによって、(053 -)101 号線の機能が向上するというのが趣旨だと思いますが、そういった実態はございません。マンションの入口部分だけ 101 号線が広がっても、その他の部分はずっと狭いままでございますので、交通は改善されません。それどころか、これに直交する自動車交通が発生する。しかも、それに 000 号線という道路がからまってくる。この 000 号線はカーブをしていて、ここは上り坂でございます。非常に危険な状況であります。これは、警察当局からも五つの動線が交差する、注意を要する場所だという、つまり、101 号線、マンションへのアプローチの道路、2 項道路である 259 - 2 の道路、000 号線の歩道、000 号線の車道、こういったものが輻輳して非常に危険な要素がある、ということを警察当局が認めてございます。従いまして、この編入について著しく不当である。ですから、これを元に戻すべきである。これは、市民も市議会も等しく要求して来たところでございます。行政だけがそれを頑なに拒んでいますが、拒む理由が事業者の権利を阻害するからとっております。事業者の権利を尊重していて、市民の権利、生活侵害については一顧だにしていない。これまた著しく不当だと思います。それから でございますが、現在、かつての石垣がなくなりまして、平坦化しております。このような状態のもとで、新たな申請が出てきたらその状態で判断をする。端的に言えば、あなたの申請は許可するよ、ということを当局は言っています。これも著しく不当でございます。法律というのは条文に書いて無ければやっていいのではなく、法の精神、その法の定める目的がでございます。それに従って行動すべきだと思います。このようなことは、合法ではなくて脱法という行為に等しいものであると思います。次に B でございますが、これは、行政がもっと市民の知る権利を尊重すべきであるということでございます。市のホームページが適切に更新されませんので、もう会議が過ぎてから会議公告がされたり、ほんの 1 日、2 日前に出たり、気がついたときにはもう過ぎている、そういったことが少なからずあります。それから、何が審議されるかの議題も明示されておりません。ここに 3 月 15 日号、一番新しい広報を持ってきております。これの 6 ページ目に傍聴者募集の件が 5 件出ております。それについても、5 件とも何が審議さ

れるのか、1件も示されておりません。そういったことなくして、市民が何で関心を持って傍聴人になるのでしょうか。でございますが、もう既に何回もお願いしてございます、傍聴環境が著しく劣っています。これについては、改善をお願いしたいと思います。外部委員会の傍聴環境は一般的に良好でございます。しかし、これは例外的でございます、その他の会議では著しく劣っている。例えば、議会の会議では資料は5部しか傍聴用に配られません。例え15人傍聴人が居たとしても、5部しか配られません。15人のなかでその資料を回し読みしながら会議を理解することなんて、とても出来ないことでございます。それから、職員の姿勢にも問題がございます。昨年の12月16日岡本二丁目マンション計画の100条委員会が開かれました。私と事業者代理人とが参考人として出席しました。その時に、何か図面を用いて説明をしますかというので、私は図面を用いて説明すると答えました。これがそのときの図面でございます。表と裏に同じものがございまして、つまり、これで委員の皆様には説明し、傍聴席にも見える工夫をしたつもりでございます。それに対して事業者参考人はホワイトボードを使いました。このこと自体は別に非難するものではありません。委員がこちらにおられます。参考人はここに居てホワイトボードに画を描きました。傍聴人はこちらです。傍聴人には何が描かれ、何が説明されたかさっぱり分からないのでございます。それで休憩に入ったとたんに、傍聴人がわっと事務局に押し寄せまして、これでは見えないではないか、ということを言いました。そのときの担当職員、イニシャルKという職員でございますが、このボードは委員のためのものだ、傍聴人に見せる必要はない、と言ったのだそうでございます。市の職員の大多数は、善良な人々でございます。しかし、中にはそういった人もおりますし、市民軽視、蔑視、時には敵といった構図、風潮があるのも残念ながら事実でございます、これも是正が必要だと思います。しかし、これは市長の仕事だと思います。ここでお願いしたいのは、私どもは見えないよと言いたいのです。見えなくて分からないのです。でも、発言が出来ないのです。見えないよ、聞こえないよというようなことは、緊急発言として認めていただきたい、そういったものを規則として定めていただきたい。そんな風に思うわけでございます。時間が厳しくなりましたので、あとは少し飛ばしますが、3番の告示、これは先生方お帰りの時に、是非、市の告示板を見て下さい。あれで中身が読み取れるか、とても出来ないことが実感していただけます。開発情報の早期開示、我々が知ったときにはどうにもならない。これが一般的なのですが、これにつきましては、市長自信が、私も全く同様だ、市長として何とか対応したいと思うがそれが出来ない、改善が必要だ、と声明しておりますので、是非これを制度化していただきたいと思います。その次は、行政による情報の管理の適正化でございます。開発行政は民民の問題だというこ

とで、当局は乗り出してまいりません。説明も致しません。我々の希望も聞いてくれません。こういったことでよろしいのか。市の財産に係る問題は、市民の共有財産の問題でございます。事業者には耳を傾けて、市民には耳を傾けない。こんなことが許されていいはずは無いと思います。それから、事業者の様々な市に対する報告、それを受けての当局から我々に対する説明、これに非常に不適切な、あるいは、ときには嘘、欺瞞こういったものが少なからずあります。ここに一例を持ってまいりました。皆さん方にはお話ししたことがあります。計画建築物を背後の稜線よりも低くするという問題でございます。平成 17 年 3 月 22 日付けで岡本町内会の永末氏が、これに対する問題提起を致しました。それに対する市長の回答が、同年 3 月 31 日付で参りまして、事業者は稜線を越えないと約束したことはない、いうふうに書いてございます。そんなことはないのございまして、私はそれに対しまして、4 月 7 日付けで市長に異議申し立て、それから、事業者はこのやり取りは書面に残して市に届けると同時に、記録を取りたいから録音させてくれと、録音テープを市に提出しますと、言っていたのです。それを見れば、私どもの主張が正しいのが明らかであるということで、資料、録音テープの開示を求めました。ところが一向に返事がきませんで、一年以上過ぎた平成 18 年 5 月 29 日になって、市長から回答が参りました。そのような資料はありません、ということでございます。これは、非常な不誠実でありますし、欺瞞が沢山入っているわけであります。このようなことはなくしていかなければ、問題は解決しないと思います。C の一番下に書きましたが、昨年の 10 月に市長のふれあいトークというものがありまして、玉縄地域でのふれあいトークでございますが、そこで岡本二丁目マンション計画についての様々な意見、質問が出ました。ところが、広報の 2 月 1 日号、これを紹介するところでは、岡本二丁目問題は一切触れられておりません。このことにつきまして、ある人が問い質したのですが、そのやり取りがここに書いてあるブログに掲載されております。嘘偽りも甚だしい、情報隠しといわざるを得ない実体があります。この人物は、イニシャル N という方でございますが、ある大手の通信会社の要職を歴任された方でございまして、いわばプロの報道マンでございます。そのことを持って一定の信頼性を推し量っていただけたらと思いますので、一度お読みいただきたいと思います。最後の D でございます。度々、私の意見を聴いてくださって心から感謝申し上げますが、その意見がどのように活用されているか、全く見えません。委員長からは活用すると、判断の中で使っていくという様な答をいただいておりますが、今までの議論の中では出てきておりません。もし一顧だに働かないものであればそれでもよろしいのですが、とにかく、そのような反応をお示しいただきたい。委員会として最後の判断をまとめる前に、もう一度私から委員会としての案、それに対する私の意見

を徴していただきたいと思います。失礼なことを申し上げましたが、お許しいただきまして、最後にこういったチャンスを与えていただきまして、ありがとうございました。

委員長：ありがとうございました。何か委員のほうからご質問、あるいはご意見ありましたらどうぞ。

小沢委員：1 ページ目の説明の中で、道路の改良にならないというお話しの中で、5 路線が合流することによって警察のほうでも危険だと認めている、という発言があったのですけれども、どういう状況の中での警察の話なのでしょうか。

星野氏：100 条委員会の資料の中でそう出ております。

小沢委員：そうですか、わかりました。ありがとうございます。

委員長：よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、永末様からのご意見を頂戴したいと思います。永末様お願いします。

永末氏：私は、「真の原因解明なくして改善はありえない」ということについて、提出資料を読みながら意見を述べさせていただきます。ご多忙な委員の先生方には長期間にわたり委員会にご尽力下さり、誠にありがとうございます。しかし、現状では私達が期待している進展になっているとは、とても思えませんので、耳障りなことも申し上げますが、鎌倉市政の改善のためということで、お許しいただきたい。よろしくお願い致します。この問題は、神奈川県の開発審査会から開発許可取り消しの裁決を 2 度も受けたという、前代未聞の大事件であります。まず、原因究明が第一ということで、市の内部委員会や市議会の 100 条委員会が設置されました。しかし、結局問題もみ消しの勢力や原因究明への抵抗勢力のために見事に腰砕けになっているように見受けられます。この外部調査対策委員会が最後の頼みの綱です。度々傍聴させていただいておりますが、昨年の中ごろまでは、かなり納得の行く進展だと感じていました。しかし、昨年の後半に入ってから、何故かあまり進展が見られず、だんだんと不安・不満が募ってまいりました。委員会で配布される資料「今までの議論の内容」を見れば明らかです。記述内容がほとんど変わらなくなってきております。原因追求が全く進展せず、「意見等」の欄、ここには、もっと慎重に判断すべきではなかったか、という類の記述ばかりが目につきます。私には、何とも締りのないまとめ方だと感じられます。最初の許可の時はともかく、住民が県に審査請求を出した後は、市は何度も何度も顧問弁護士と打ち合わせを重ねてきているわけであります。十分に、慎重に検討してきたということです。これ以上どのように慎重な検討が出来るのでしょうか。委員会の議論では、問題解決の本質が見逃されているのではないかと感じられます。委員会は一体どのような方向を向いて議論しているのでしょうか、という疑問に対して、私には全く理解が出

来なくなって参りました。真の原因解明なくして、改善対策などありえません。どの部署のどの立場の職員が、何を根拠に、どのように判断して、このような違法な結果を招いたのか、という事実解明こそが調査の基本ではないでしょうか。市長の責任についても全く議論されておりません。2度も取り消し裁決を受けているのに、市長の責任が全く無いということなど、あり得るのでしょうか。もし、今のような「論点の内容について」程度のまとめで委員会を終了するのであれば、全く無駄な委員会であった、ということになるのではないかと心配されます。4年以上にわたって、これほど大騒ぎになった未曾有の大事件を起こしても、誰も何もお咎めなし、ということになります。職員は、もう何をどう判断しようとお咎めを受ける心配はない、怖いものなど全くない、と心から安心することでしょう。緊張感を持った改善の期待などあり得ないと考えます。間違いをした部署、あるいは間違いをした職員をきちんと断定しなければ、何も改善に繋がらない、ということを再度強く申し上げます。最悪の場合、この委員会は無の方がよかった、ということにさえなりかねないと懸念されます。むしろ、職員の判断姿勢がより甘くなった、より悪くなった、ますます乱れてきた、となる心配がされてなりません。鎌倉を良くするために、どうかもっと厳しく真実の追究を行っていただきたいと思います。後世に残る名報告をまとめて下さい。この鎌倉を救って下さい。よろしくお願いします。

委員長 : 厳しいご指摘でしたが、十分汲み取って、後世に残る名報告といわれましても、変な意味ではなくて、我々は真剣に取り組んでいますし、ご指摘の通り、原因解明、真相解明というのは確かに必要なことだと思いますけど、どのようなプロセスでこういう判断に至ったのか、ということについては十分検証しなければいけないと思っています。そのときは市の仕組みとしての、稟議、決裁というものがありますので、稟議、決裁のありかたでよかったのか、ということも考えなくてはいけないと思っています。ご指摘になっておられるように、中間報告の後の論点整理のメモについては、確かにあまりバージョンアップされていないように見えますけれども、部分的ですが厚みを増してきていると、特に、問題となっている接道要件であるとか、260 - 2 の編入同意、軽微な変更のところについては、いろいろな議論が進んできているということはご理解いただきたいと思います。いずれに致しましても、ご指摘の点については、十分留意して、今後の検討を進める方向付けについてのご意見として賜りたいと思います。何か委員のほうからありますか。それでは、ありがとうございました。引き続きまして、西岸様お願いします。

西岸氏 : 意見書の内容は凄く事務的な改善を今回書きました。根本的なことは、ほとんど住民の方がおっしゃると思いますし、そういう意見書も実際今回多く見ました。それで、鎌倉市の条例とか事務処理関係につきまして、神奈川県開発審査

会の会議録とか、口頭審理のときの議事録等を見ますと、鎌倉市の行政手続き自体がおかしいのではないか、という指摘がかなりあります。それは、岡本マンションのときの口頭審理でもそうですし、材木座の豆腐川の編入同意についても、開発審査会の会長が、（鎌倉市の）やりかたはおかしい、というのが議事録に残っています。それから、鎌倉市の職員の方はこのごろ元気がないと思います。何か正しいことをやりたいのに、古いことを踏襲しているといいましょうか、そのために矛盾を感じているようなところを職員自体にも意識としてもあるのではないかなと思うのです。そういう場合は、事務様式とか条例や要綱、その辺の見直しを積極的にやっていって、職員個人で無理して考えなくても、ちゃんとチェックできるような様式になっていれば、心やましいことも無いく、ちゃんとできるのだと思います。そういう意味で、様式ということで書いてみました。事前相談の申出書という、開発に対する第一歩の申込書、中間報告書の 59 ページに載っていますが、開発相談の第一歩としては書かれている情報が少ないと思います。その情報の中に土地の地名・地番を書く欄があるのですけれども、それすらその他 3 筆とか、その他 5 筆というふうに書いているので、所有者が誰か分からないですし、今回のことでは 260 - 2 が市有地だったということが明らかになるまで随分時間がかかっているのです。実は、申出書の中にその他 3 筆と書いてあるのに、市有地だっていうことがなかなか確認できなくて、それが分かったのが平成 17 年 5 月半ば頃だと思います。そういうことでは、編入同意についてもどういうふうにおっしゃっていたのか、当初全然分からなかったわけです。ですから、第一号様式のなかで地名・地番をハッキリ書くということで、所有者との同意書が果たしてあるのかないのか、あるいは手続き中なのかというチェック欄を作ることが大事だと思います。法第 32 条の同意についても、最初の事前相談申出書の欄の中に新しくこれを付け加えることによって、32 条の同意がある工事なのか、関係ない工事なのか分かるようにしていただけたらと思うのです。それからもう一つは、道路に始まり道路に終わるような岡本マンション計画事件なのですけれども、事業区域外ということで、北側階段を承認工事でやっている訳なのですけど、開発事業区域内のことならば都市計画法の法令に沿って基準とか審査とかできるのですけれども、北側階段については開発事業区域外なのですね、これは道路法 24 条だということで、承認工事を認めたということなののですけれども、道路法 24 条というのは、既に家が建っていて、自分の玄関の前の歩道を切り下げて、車庫から車が出やすいようにするとか、そういう切り下げとかいった簡単な工事を承認工事というのであって、今回みたいに二千万円かかるか、五千万円かかるかわからないような大工事を 24 条の道路法の工事というのは、インターネットで調べても出てこないのです。これは、道水路管理課が承認工事として認めるならば、審査基

準とか、どういう意味合いで認めざるを得ないのか、という行政手続き的な、事務处理的な審査基準があるならば見せて欲しいと言ったことがあるのですが、そういった基準、審査基準は無いようでした。そうすると、その課の職権で決められてしまうのも、凄く矛盾を感じます。それから、開発審査会からいろいろ指摘されているのですけれども、それは県が言っていることであって、鎌倉市のほうでは認められない、という意識が鎌倉市長以下職員の人でも多いと思います。それは、横浜地裁で市が裁判に参加しているということにも通じていると思いますが、私達から見たら傲慢な感じというのが、どうも納得できないのです。それから、2 ページの参考例のところの、鎌倉市開発事業等協議会規定というのがあるのを例規集で探したらあったのですけれども、開発事業等協議会という組織が、開発に関する適合審査、公共施設に係る管理者の同意について協議を行うと書いてあるのですけれども、この協議会が、いつ、どのように開かれているのか、市長への手紙で質問したところ、去年から今年の 1 月にかけて 60 件の事業について電子会議をやっているということです。電子会議というのが果たして正しい資料が添付されて会議がやられているのか、非常に疑問に思います。それに、この会議というのが、実際に会場形式で行われたのが一回しかないということです。11 月 7 日なのですけれども、会議時間が 9 時から 9 時 15 分の 15 分間と書いてあるのですが、その時に金澤副市長以下、相当な職制の方が参加しているので、多分 15 分間の後は何か重要な会議を併せてやったのではないかと思います。案件は、開発協議会の中で編入同意を要する開発事業ではなかったのです。もしかしたら、7 階建てなので高さ 15 メートル以上ということで議題になったのかも知れないのですが、特に議題のところが何の理由ということが書いていないので、返事が中途半端なのです。これだけの出席者がいて、開発事業について検討するということは凄く大事なことなので、これを恒常化させて、申請に対して月 2 回くらいの会議を開いて欲しいと提案しました。よその市では会場形式で、それなりの職制の方が編入同意ということを検討する会議になっているというところもあります。編入同意をする開発事業ではないのに協議会を開いたということですが、編入同意のことがあるのに電子会議室を開いているというのが 8 件あります。どのように電子会議室を開いたか検討する必要があると思います。32 条の同意のことなのですけれども、県の開発に関する事務処理要領という本があるのですけれども、その本の中に詳しく書いてありますし、編入同意を要しない開発かということも文章で求めています。具体的に鎌倉市の事務手続きを一つずつ見ていかないと、条例を改正するつもりで見ていかないと、いろいろなところで現在も開発事業に対して、住民と紛争になっているところがまだあると思います。岡本マンションの後は豆腐川も出たし、鎌倉山も県の開発審査会に出たのですけれども、県の開発審査

会に出されている鎌倉市内のことが結構あるということで、やはり、事務処理的なものからやっていけば、何か一つくらいは解決の道筋になるのではないかと思います。

委員長：どうもありがとうございました。非常に具体的な、今後の提案へのご意見というふうに承りました。ご指摘にあるように、本市の場合はありませんけれど、川崎市、足利市のように 32 条同意に関する事務要領等を定めて動かししている市もありますので、本市においても作っていくことが必要では、と思っています。委員の方からご質問があればどうぞ。よろしいですか。どうもありがとうございました。引き続きまして、岩田様よろしくお願いします。

岩田氏：意見陳述をさせていただきます。私が文書で出しました意見書ですが、前段は既に皆様が述べられていることと同じですので、最後の 4 行のところで書いている内容を口頭で述べさせていただきます。機構改革への提言を、是非、外部委員会でやっていただきたいということなのですが、どのようなことをお願いしたいかということ、口頭で述べたいと思います。私自身、かつて、長野県軽井沢の地方議員をやっておりました。今、埼玉県自然再生審議会の委員をやっております。これまで行政と係わったなかで、非常に行政が開発行政に対して後ろ向きである、業者の言いなりになってしまう、ということを目の当たりにしております。それは、現在の法制度にあると考えます。都市計画法、建築基準法あるのですけれども、私達が自然保護の立場から、あるいは景観保護の立場から、開発を止めてもらいたいということを市なり、町の職員に言いますと、必ずそこで引き合いに出されるのが、都市計画法、あるいは建築基準法の条文な訳です。ご存知ではあると思いますが、一応、参考に引き合いに出させていただきますと、都市計画法では、都道府県知事、あるいは市の代表は、都市計画に適合し、かつ、建築物が要件に該当し、容易に移転し若しくは除去することができるものであると認めるときは、その許可をしなければならない。細かい内容ははしりますが、簡単に言うと、都市計画に適合し、要件に該当するものは許可をしなければならない、と都市計画法は書いている訳です。それから、建築基準法は、建築基準について建築主事は、審査の結果に基づいて規定に適合することを確認したときは、その旨、文書を持って当該申請者に通知しなければならない。どちらも、許可をしなければならない、適合することを確認したときは通知しなければならない。つまり、書類が出て、適合していれば許可をしなければならない、確認を通知しなければならない、という書き方になっている訳です。開発に反対して職員に会っても、建築基準法、都市計画法は許可をしなければならないと書いてある、ですから、適正な書類が出れば許可をするのが私達の仕事である、と言われてしまう。この法律の条文が私は非常に問題だと考えます。あらゆる開発問題に対して、都市計画法も建築基

準法も許可をすることを前提に書いている訳です、ですから、書類がちゃんと整って出れば許可をしなければ、逆に職務怠慢として職員が事業者に訴えられてしまうという状況になっている訳です。私としては、今回の問題点に関してはこの委員会でも出ていますし、他の意見陳述の方からも再三出ているいくつかの問題がある訳ですが、何故このような問題が起きたかという、背景としては、今の法制度は書類が出たら許可をしなければならない、と書いているところにあると思います。では、どうしたらいいのかということですが、外部調査委員会と同じように建築確認申請、あるいは都市計画の申請が出た場合に、これを断る、許可をしないということはしにくい法制度となっている以上、職員にこの重責を任せておくのは、非常に気の毒であるし、今後もまた、こうした問題が繰り返し鎌倉市において起きるということが懸念されます。ですから、市民代表からなる外部審査委員会を、都市計画に基づく事業計画、あるいは建築確認申請に対して、職員が判断するのではなく、外部審査委員会が許可をする、あるいは認可をするという制度を改めるよう、鎌倉市独自の条例化を図っていただきたい、外部審査委員会の条例を定めるという方向に調査委員会として提言していただきたい。この場合、学識者ではなく、市民代表からなる審査委員会にしていいただきたい。先程の意見陳述にもありましたが、開発事業等協議会がありますけれども、その実体はほとんど開かれていなかったり、15分で終わるような会議であったり、そういうものではなく、ちゃんとした審議を行う委員会にしてもらいたい。私自身、実は市民委員を公募している景観審議会に応募したことがあります、落ちました。そのときの理由は、情報公開での開示を請求したところ、部長級の職員が何人かの応募者を審査したなかに、私を落とした理由として、ハッキリした意見の方は入れないほうがよい、という意見を述べた方が部長級の方に何人か居られます。私はハッキリした意見を持っていますので。こういう方を是非、市民代表にした外部審査委員会を設置していただきたいと思います。そうでなければ適正な審査は出来ないと思います。言葉は悪いですが、御用委員のような委員会ではないものにしていただきたい。鎌倉市において、最近こうした業者よりの開発認可が下りてしまっているということを痛感しております。この岡本二丁目マンションだけではなく、豆腐川において川を暗渠にして、暗渠にした川が接道要件を満たしているということで事業者の開発を認めるという事案が起きています。何故川が道路になってしまうのか、鎌倉市においてはこういったことが罷り通っているわけです。他にも、他の地域で、本来であれば大規模開発の手続を取らなければいけないのに、土地を分割して小規模にして申請を出したために、市がその手続を除外して、事業者をを助ける形で開発手続をとったという事案もあります。ですから、鎌倉でいくつもの法の抜け道をとるような開発が認められている事案、これ

を適正に審査するには市の職員だけで審査するには非常に無理があるし、今後
も不祥事が続くと思います。外部審査委員会がこうした問題について、市民代
表によって審査をする、都市計画法や建築基準法にあったように、認可をしな
ければならないという条文をひっくり返し、認可をしない方向も含めて適正で
あるかを審議する委員会を条例化して設置したらいいと思います。もう一つ最
近鎌倉市で起きている問題が、保安林であるところを市の職員が見逃して、こ
こは保安林ではない、ということがありまして、都市計画の線引きの見直しを
してしまった。これについて、公聴会で市民の公述によって、実は保安林であ
ったことを市が認めて、線引きを見直すということが取り消しになりました。
このような事例もありまして、職員だけに鎌倉市の行政をまかせておくのは非
常に、こういった問題も起きていますので、市民としては不安が残る、という
感想を抱いています。繰り返しますが、市民代表の審査委員会、他の自治体で
はあまり例が無いと思いますが、職員が業者から出てきた書類を審査して、適
正かどうかを判断するという手続を委員会によって判断するという手続を外部
委員会から提案していただきたい。最近新聞報道されていますが、2,000 件を越
える契約の不適正があったということも報道されています。これは契約の問題
ですけれども、職員が何故このようなことを行ってしまったのか、職員の職務
に対する姿勢が乱れている結果ではないかと思います。優秀な職員の方も当然
居られるし、その英知をお借りしたいところもあるのですけれども、あまりにも
権限が重過ぎるために、うっかりミスをしてしまったり、業者に擦り寄ったよ
うな形で市道編入をしてまで、都市計画の手続を進めてしまうということが起
きていますので、これをもう一度セッバックするには、きちんとした仕組み
を作る必要がある。外部委員会というのは、非常にいい形の前例を作ったと思
いますので、今後の手続き上、外部審査委員会が都市計画あるいは建築確認に
ついて審査をしていく、できれば事前協議の段階から関与していく、事前審査
していただければ、鎌倉においてかなり前向きな、今後こういった不祥事が無
い形の建築審査の道筋が出来るのではないかと思います。文書で出していませ
んが、是非、この委員会で提言していただけたらと思いますので、陳述させて
いただきました。

委員長：ありがとうございました。何かありますか。

川口委員：今のお話は建築基準法と都市計画法の根幹に係わる、鎌倉市に留まらず全国に
波及することをおっしゃっていて、それを鎌倉市独自で基準を設けるというお
話をされているのだと思います。許可というのは、本来は出来ないものを合法
的に出来るようにする。自動車の運転なんかは、本来は運転はできないのです
が、試験を通り免許が取れた者のみ運転が出来るというのが許可ですから、許
可の解釈というものも勿論あるとおもいますが。一点お聞きしたいのが、市民

で建築確認申請についても議事としてやっていくという話ですが、いろいろと問題になっているもののなかに、指定確認審査機関という外部の構造、耐震偽造が問題になりましたが、構造設計の問題も見抜くことができる機関を持たなくてはいけない、ということも含めてのご指摘なのでしょうか。

岩田氏 : 耐震偽造については、職員も見抜けなかったわけですから、相当な知識がないと難しいと思いますが、審査委員会は提言をする、許可権限までも委ねなくていいと思います。職員が最終的に判断する、外部審査機関が判断するのですけれども、そのときに書類について、市民代表も提言する、その提言を元に最終判断をしていただくと、そういう 2 段構えにさせていただくとチェックも二重になるのでは、という提言です。

川口委員 : 私の印象なのですが、岡本二丁目の問題が大きな勉強の機会になっていて、私に関連している審議会もありますけれども、そのなかでどう市民の方々の満足度を高めるような計画をどうやっていくべきかということを考える機会を、少しずつやってきていますので、全くやっていないという訳ではないと思いますが、根幹に係わる貴重なご意見だったと思います。

委員長 : 他によろしいですか。どうもありがとうございました。引き続きまして、江藤様よろしくお願いします。

江藤氏 : 稲村ガ崎に住む江藤と申します。私の意見書には 2 回にわたる許可取り消しの原因説明には具体的に触れておりません。ある程度精神論的なものが主体となっているわけですが、私が出した意見書に基づいて口頭で意見を申したいと思います。わたしが一番最初に書いたことは、かまくら広報の中に改善策について意見を出してくれということがありまして、不審に思ったのは、まだ原因究明をやっている最中なのですね、そのときに改善策を求めるということが奇異に感じた、おかしいなと思いました。委員会の設置要綱には一連の手続についての調査、検証、原因説明、改善策の検証を行うとなっているわけですが、他の問題でも原因説明が行われなければ改善策というのは出てこないわけで、ということなのか、ということで事務局に訊いたのですが、すっきりした話が出てきませんでした。私は過剰反応というところがありますが、こういうことは、委員会の中で一つのアジェンダがありまして、幕引きが張られているのではないかという率直な印象を持ちまして、他に内部調査委員会、100 条委員会、この外部委員会ですが、この問題を 4 年間にわたってやっている訳ですが、自治体がこれだけのエネルギーを使って問題を検証したことが無いのではないかと思います。外部委員会に期待するものは非常に大きいのです。このまま、うやむやな状態で幕引きが行われると、今まで皆様が使ってきたエネルギーが全く無駄になってしまうというこてを危惧するわけです。この中にも書いてありますが、具体的な原因説明なくして、ただ議論の集大成的な報告程度で幕引き

を行うのであれば、多くの鎌倉市民が期待している市の行政責任などは全くの絵空事になってしまう。この行政責任とは行政責任全般で無く開発行政なのですが、現在、鎌倉では今年になってから、山ノ内のテニスコートの問題、関谷のゴミ処理問題、材木座二丁目の市街化調整区域の変更問題、こういうものが続出しているわけです。これは新聞社の方も書いていますが、市長等の理事者側は知らなかった、部長決裁だということです。こういうことが日常茶飯事に行われているとなると、由々しき問題なのです。岡本の問題にしましても、根底にあるのは第 1 回の審査は確定しているわけですから、接道問題がはっきり解明されれば、1 回目の審査の接道問題が解明されるわけです。誰がどのような稟議を書いて理事者から判をもらっているか、そういう点を解明すれば、簡単な作業ではないかもしれないが、おのずから出てくる。残念なことにこの会議は 100 条委員会みたいな強制的な審査権はありませんので、100 条に期待をしていたのですが、何が何だか分からないことに終わってしまった。これは市民にも責任があるのですが、あれだけの膨大な年月とエネルギーを使って、出てきたものは全くの箇条書きの羅列である、経過の報告である。ということでは、今後、鎌倉の開発行政の問題について、我々市民が期待しているものについて解明されずに終わってしまうのではないかと危惧するのです。この委員会がどれだけ期待されているかということ認識をいただいて、一般の市民が理解できる結論を出していただきたい。法的な問題は我々にはよく分からないところがありますが、260 - 2 とか 053-101 号線を開発区域に編入してしまう。これは結果的に行政が公有地を業者に提供してしまうという形で終わっている、という印象になっているわけです。どうして提供が行われたのか、解明していただきたい。この問題の根本はそこにあると思っています。今現在は後追いですが、あそこにマンションが建つ形になっているわけです。それを。うやむやにしてしまうと、今後もまた、同じような問題が出てくる。市長すら、ここにはマンションが建ちますと一般論としていっています。そういったことの無いように、当委員会できちとした原因・経過を究明していただきたいと思います。

委員長 : 貴重なご意見でありますし、この問題の核心的なところをご指摘になられて、接道の問題、編入同意、手続き上の問題の原因といたしますが、どのような流れで判断されていたかということについては、なお、今後明らかにしなければいけないということは十分理解しているところです。3 月 1 日の市の広報での募集については、改善策をこの場で早急に求めるという趣旨では、決してございませんで。

江藤氏 : 一般市民の常識的なものからすると、素直に読むとそのように考えられる。過剰な反応と申し上げたのですが、誤解を生ずるようなものがありましたので、僭越ですが申し上げます。

- 委員長 : 広報の前段のところで、我々が調査、検証、原因解明、改善策の検討をやって
いるとおきながら、求めるものは改善策だと書いてしまえば、ご指摘の
ようにもうすぐ終わるのかと、初めから規定路線ではないかというご懸念をお
持ちになれるのも、ごもっともであると思います。
- 江藤氏 : 今までの中に被害者意識というものが市民の中にありまして、審議会とか審査
会を我々からみると、完成しているというか、事務局が全部お膳立てをしてい
るわけです。事務局ですから事務的なことをお膳立てすることはやぶさかでは
ないのですが、いままで嫌な経験をしてきましたので、過剰反応で申し訳ない
のですが、よろしくお願いします。
- 委員長 : ご主張はよく理解したつもりですが、我々もいくつか問題があるだろうという
ところについては、事務局の内部調査を踏まえて、これまでも議論してきたこ
とはご案内のところだと思います。いずれにしても、法律上の問題、全体の
市政に係わる問題ですので、軽々に結論を出すべきものではないと私自身は思
っていますので、何度もこういう機会で、その段階での皆様のお考えやご意見
を聞きながら進めて行くことが大事だと思っていますので、ちょうど一年近く
経ちまして、その後のご批判を受けながら、ご示唆をいただきながら、我々で
はなかなか気が付かない問題もあるだろうということで、ご意見を聞く場を設
けたわけでありまして、改善策をこの場で出して欲しいということではありま
せんので、ご理解を賜りたいと思います。ありがとうございました。それでは、
引き続きまして、鎌倉市民フォーラム代表の渡辺様、よろしくお願いします。
- 渡辺氏 : 鎌倉市民フォーラム代表の渡辺でございます。大船観音前マンション問題に取
組む市民会議のメンバーでもございます。意見書に沿って陳述をさせていただ
きたいと思います。貴委員会におかれましては、内部調査対策委員会の中間報
告を基に、6つの論点について、第三者機関として客観的かつ専門的な視点で
ご検討、ご検討というのは先程の陳述にもあったように、調査、検証、原因解
明、改善策の検討ということをやっていると思っています。長期間にわ
たつてご尽力をいただいていることに心から御礼申し上げます。ただ、何故、
同一案件について違法な開発許可が2度も続けてなされたのかという、この点
について事実が解明されなければ、改善策を作ることも難しくなります。誰が、
何のためにというのは未だ闇の中といった印象でございますけれども、せっか
くの機会をいただきましたので、この間、議会傍聴、100条委員会、そして当委
員会の傍聴をずっと続けて参りました。内部委員会だけは公開されていません
ので傍聴することができませんでした。この傍聴を続けてきた者として私見を
述べさせていただきます。まず、今までの議論の内容についてというのをおま
とめいただいたわけですが、その論点の7に係わるものだと思いますが、
1、約 2,500 m²の当該開発区域には市が指定した緑地保全推進地区が多く含ま

れております。ところが市は、階段状市道 053 - 101 を壊して、市有地 260 - 2、擁壁状のものを開発用地に編入同意することによって、接道要件を満たすことに協力をして、同開発を許可しています。私は、これは、鎌倉市緑の基本計画に沿わない行為であると考えていますし、地上 9 階、地下 3 階の斜面地マンション、私は、マンション全てを否定するものではありませんけれども、これだけのマンションがあつた場所に建てられるというのは、隣接する大船観音とほぼ同じ高さであつて、市の景観計画、JR からの車窓景観として、大船観音が山にそびえて美しい場所として保全すべき場所と位置付けられているわけですが、これにも沿わないものだと思います。市の大事な緑の基本計画、景観計画という 2 つの重要な計画に反してまで、市は開発を優先させたとの印象が大変強くて、不可解に思うわけです。どうしてこういうことになったのか、開発申請案件については、緑地・景観・生活環境の保全の見地から、庁内で横断的な検討を十分行うべきでございますし、そのために都市調整課が設けられ、ここには書いてございませんが、この委員会で明らかにされた緑地保全推進地区内の行為については、協議が行われるということが緑条例、要綱、協議指針という協議の枠ができていたというお話もございましたし、そういう仕組みができていながら何故機能しなかったのかというのが大変不思議でございます。ここが十分に活用されるべきでございますし、開発指導課は確かに、都市計画法、建築基準法上申請されたものが合法であれば許可しなければならないということではあつても、市の条例や計画を事業者十分に説明をして、十分に協議をして理解を求めるという努力が法の限界を補ううえで、自治体の努力として必要であると考えています。この事案だけでなく、鎌倉市内では緑地や景観を守りたい住民と、開発事業者や地権者との間でもめごとが絶えません。根本的な改善策として、緑の基本計画や景観計画をちゃんと担保できるような、これらの計画が絵に描いたもちにならないような、根拠条例等の見直しの必要があります。次に、この開発に伴って壊され階段状市道 053 - 101 は、近隣住民が日常生活する生活道路でございました。しかし、市は近隣住民や自治会に、壊すことについて一切説明を自ら行ってはおりません。鎌倉市では、開発についての話し合いは住民、つまり、事業者と住民の間ですることになって、慣行としてされていますけれども、少なくとも、市有地の編入が伴う場合、市有地というのは市民の財産でもございます、市民が利用している土地ですから、市が住民に直接説明をして、意見をきいて、公共性を見地から、開発と生活者の利便、都合というものをバランスして、そして、編入同意の是非を公正に判断すべきではないかと考えています。3 番目、これは論点の 2 に係わるものですが、市有地 260 - 2 の編入同意によって接道要件を満たすに至った経緯は、再発防止の観点から重要な論点だと思います。この事案の他にも、住民の強い反対にもかか

ならず、この事案と同じように、事業者の負担によって材木座の豆腐川の一部を暗渠化して、その上に道路を造らせ接道出来るようにした開発事例もございます。都市計画法 32 条と 33 条の同意についての法解釈、公共施設管理者の同意と財産管理者の同意は違ってよいのかどうかということを、この委員会でもずいぶんいろいろなご議論がございました。この法解釈、裁量がないとする市の法解釈は誰のものだったのか、ということが復命書が無いためにわからないのです。この復命書が無いということも、後で問題として取り上げておりますけれども、顧問弁護士の記録、また、意見書として、大変重いものを市に提言する場合には、弁護士事務所というのは、意見書として残すと聞いていますので、そういったものがあるのかないのかの開示を求めることは出来ないのかと思っています。1 回目の許可取り消し裁決の後、申請書を出し直した方がより安全だが、申請書の補正でも合法である、との顧問弁護士の助言があったということが、当時の議会では一切うかがっておりませんでしたけれども、外部調査対策委員会で初めてご報告がありました。当時の議会質疑では明らかにされておられません。市の側に復命書がない以上、顧問弁護士の記録の開示、もしくは顧問弁護士本人からの説明をいただけたらと、大変もどかしく思っているところです。復命書等の記録、記録の保存と開示、即ち、鎌倉市の行政情報の管理と公開のあり方は、改善が必要であると感じています。顧問弁護士の助言は、意見書等の文書として残すべきであると思います。次に論点の 4 と 5、補正と軽微な変更に関するものですが、時間が無いのでここは飛ばしますが、このような手続をしたことによって一体誰が得をしたのかというところです。軽微な変更をしたことによって、近隣の住民の説明、周辺住民への事業者の説明が必要なくなった、補正であるということによって、建物が稜線を超えてはならないという条例改正の適用を免れたということが、事業者よりの手続だったように思います。何故そうであったのかということを、詳細に解明していただきたいと思います。それから 5 番目ですが、これは、終わってしまったことを言ってもせん無いという気も致しますけれども、平成 19 年 1 月の県の 2 度目の裁決後、即、外部調査対策委員会を設置し、事務局は行革担当部署として、論点を整理し、当時の担当職員を始めとする関係者に直接喚問をする権限を与え、事実を解明する必要があったのではないかと、そういうやり方がよかったのではないかと考えています。けれども、平成 19 年 1 月、県の 2 度目の許可取り消しの裁決が下りた後、まず、市が設置したのは、内部調査対策委員会です。これは、市長、副市長、全部長で構成されているものです。開発許可手続において、2 度の法律違反を犯した、行政としては大変珍しいことです。法律に則って、法令に則って仕事をするのが至上命題である行政としては、同一案件で 2 度も法律違反を続けて行うという、その当事者が、公正に事実解明を行いうる

のだろうかという疑問が残ります。内部調査対策委員会を立ち上げて、そこで約 9 ヶ月もの時間が経過したということが、このため、その後にこの委員会が出来ても、後付けの説明、例えば、道路の定義や判例、この委員会でもしばしば持ち出されています。情報操作や隠蔽が行われているのではないかと。例えば、例えば、関係者の口裏合わせをする時間ができてしまった。証拠隠滅、例えば、100 回以上の出張記録、復命書、送受信のメール、私的メモ類がない、不存在という摩訶不思議なことであります。4 年も経ちますと関係者の記憶も薄れるといった、事実解明のうえでの障害が生じた可能性を否定できないと考えております。外部調査対策委員会の委員の皆さんが、内部調査対策委員会の中間報告書に記載された情報を基に、経営企画課職員との質疑を通して、事実を解明しなければならない手法も大変間接的で、靴の上から足を掻くような、そんな感じがしております。当時の担当職員との直接の質疑が望ましかったですし、議会 100 条委員会の録音テープ、会議録なども調査資料として、公開されているのかどうか分かりませんが、随時委員に公開されるべきであると思いました。外部調査対策委員会の事務局が経営企画部の経営企画課であることも不信に思っています。本当に改善していこうということであれば、行政改革担当部署等が担当するのが妥当ではないかと思います。今後の跡地の利用を経営企画課が土地利用調整担当等を駆使して、何か考えていられれば、終わりよければ全てよしと考えたいと思いますけれども、今までの感じではミスキャストではないかと思います。内部調査対策委員会は平成 19 年 1 月に設けられましたが、未だ最終報告が出ておりません。徒に時間をかけているような感じがしてなりません。世の中には色々な不祥事が起きて、調査対策委員会が立ち上げられますけれども、こんなに時間をかけて結論が出ない委員会というのは、今まで見たことが無いと思います。その間に当時の市の関係者は次々退職していられいますし、この事案以外でも、職員による文書偽造などの不祥事が長年にわたって見逃され、発覚しても個々の責任が問われていません。改善策としては、職員の仕事の質を高めるための研修システム、不正防止システム、監督システムを構築していく必要があるのではないかと思います。委員長が言われたとおり、外部調査対策委員会は、内部調査対策委員会の中間報告書だけではなく、最終報告書も客観的視点で検証していただく必要がございます。それまでは委員会の使命を達成することは出来ない、その前に委員会が終わることは出来ないと考えております。よろしくお願い申し上げます。

委員長 : ありがとうございます。何か委員の方からご質問などよろしいでしょうか。直接の問題だけでなく広く市政のありかたや調査のあり方等についてもご意見をいただきました。最後の点ですけれども、この後事務局から説明があろうかと思いますが、内部の進み具合を踏まえて我々も進めていきますので、先程の

お話にもありましたが、決してここで終わろうということで急いでいるわけではございませんので、内部委員会からの報告書を踏まえたうえで、より良い市のあり様を考えていかなければいけないと考えています。ありがとうございました。引き続きまして、安藤様よろしく申し上げます。

安藤氏 : 座ったままで失礼します。既に前述の方がほとんど言い尽くされましたので、肝心なところだけ申し上げたいと思います。改善策という言葉が広報紙発表されました。私としては、まず、外部委員会で何らかの結論的なもの、最終とは言わないまでも、方向をお示しになったうえで改善策を募られるのが本筋ではないかと、そのようなことを書かせていただきました。今の段階では、行政自体がまだ、今回私共が違っていたということを認めたわけでもなく、裁判に補助参加している様ななかで、改善策というのは時期尚早ではないかと思っております。是非、委員会独自の見解をお出しになるように期待しております。過去の検証も非常に大事なのですけれども、たまたま判決が延びておりますが、肝心なのは、ここで新たな開発申請が出た場合に、どうするか、どうなるかということが一番肝要なことだと思っております。その場合に一番焦点になるのが市道のことでありますので、市道の変更の是非を外部委員会で検討していただきたいと思っている次第です。要するに、道路を改修、新設することが本当に正しいのかということです。そこに戻らないと、今道路がそのような状態で議論が進んでしまいますと、今までのことは無に帰してしまいますので、今回は、道路の改修・改善と言われおりますのが正しいことなのかどうかと、そこから出発していただきたいと節に希望するものです。要するに、市長がいつもマニフェスト、スローガンにしております、緑地を守ると、そうおっしゃっているのですでしたら、この地目山林であった 260 - 2 を道路にする必要はないのでありまして、許可をなさるということは一業者を利する、マンションの住民を利するための道路ということだけで、他には何も無いのです。市は、59 戸の住民税、固定資産税という財政のことを考えていて許可をなさっている面もあると思います。入居される世帯がどういう世帯が入られるかということで、駅に近いので高齢者ばかりでしたら、またそこで違う面の財政負担が出ますし、その辺がバランスシートのにも難しいことではないのかと思っています。この問題は、道路に始まって道路で終わると思っています。個人のみでなく、ここをきちんとすることが、今後鎌倉の緑を守るということに非常に重要なことになってまいりまして、今回の許可も不許可に出来る事由はいくらでもあったわけですから、それをごり押しと言うか、無理強いと言うか、強引な許可をこのようにしたということは、とても納得いきませんので、その辺を外部委員会でもご検討、ご検証していただきたいと思います。そこでもし、結論がハッキリ出ないようでしたら、県も多忙で大変だと思っておりますが、開発許可権限を県の方に

戻していただいたらどうかと、そういう意見も私達の中から出ていますので、一言申し添えまして、是非ご検討をお願い致します。

委員長 : ありがとうございます。委員の方から何かありますか、それでは、どうもありがとうございます。最後になりますが、岡本様よろしくをお願いします。

岡本氏 : こういうことについて初めて意見をさせていただきます。私の陳述を希望するという紙に書かれている私の意見は、求められていることに関しては二次的なことでしょう。しかし、よく考えると、鎌倉の緑、鎌倉の環境を守るということでは、今日ずっと聴いておりまして、最初は非常に専門的でエスケープしようか等と思っていたのですが、だんだん陳述が重なっていくと、これは同じことを言っているなと意を強くして、少しお時間をいただいて話します。私の知識というのは、中間報告書をよく読ませていただきました。それと、自分で作ったデータではなく、友人が配ってきたものです。(持参した資料を委員に回覧) これは、平成 17 年の 4 月にいただいたものを持ってきたものであります。ここにも書いてありますけれども、いろいろな私の関係ある市民に聴いてみますと、一番最初に出た質問はどういうことかといいますが、今委員さんに見ていただいている写真、これは私が写真を撮ってきました。今写真を撮るのが一番いいのです。緑が枯れておりますから、普通の姿が枝越しに見えるのです。ありとあらゆるところから、3 人のカメラマンで稜線を含めて写真を撮ってきました。それで驚いたことは、ある部分の丘陵の緑は既に破壊されているのではないかと、という質問が出ました。皆さんもあがられたこともあると思いますが、大船観音の境内、そこには 200 有余万の同士の英霊を胎内に祀ると書いてありますし、鎌倉市の英霊をこの中に祀ることがありますが、その社務所の前から撮った写真です。それから見て驚くのは、ご存知の様に観音様が向いておられるのは、横須賀の昔鎮守府があったところでございまして、その方向に、本当に輝くばかりの家がございまして、その家の近くも何回か歩いて、それぞれお名前は、今日陳述された方のお名前もありました。行って見せていただきました。我々の市民の代表、当時のマスタープランをやった委員の方が沢山いるわけですが、この会議の同僚で一緒にやっていた人で大学の先生がいます。その方達といろいろ相談してみると、外部調査対策委員会がやっておられることは、大変失礼ながら、ボルトナットのことでないか、非常に細かい技術的なことをおやりになっているのですねと、当初そう見ておりまして、中間報告書、申請書、沢山の資料を県まで行って読んできましたけれども、一義的に皆さんはこう仰っていました。鎌倉を良くするために、どうか、もっと厳しく真実の追究を行い、やりたいです、私の動機の一つです。それから、書類が揃えば許可しなければいけない。これは非常に大事なことです。例えば、ここにあります昭和 49 年、54 年、62 年に、そこに写っている 3 軒の家は確認申請で許

可が下りているわけです。そのときの法の許容量、法の体系といいますか、許可した法の範囲とマンションが許可されたときの市の決定した要素、こちらのマンションについては、大きな城壁みたいな家を建てる時は宅造法というものがあるかも知れません。しかし、行政が行政の信じるところ、法に従って判断したということは、公平でいいと理解します。どういうことかという、出来ているものを壊せといっているのではなくて、自分達はいいいけど後から出てくるのは困るというのは、法の下に平等ではないし、住民のエゴではないかと思います。私の家の近くでも沢山こういうことがありました。大きなゼネコンと裁判をして、私が連合自治会長のときに勝ちましたので、いろいろなことがよく分かっておりますけれども、守らなくてはいけないものは、やっぱり今守らなくてはいけない。だから、自分はいいいけど今から来る人はいけない、という論理は鎌倉であってもどこであっても、法治国ではないだろう。陳述希望書に書いてあります、第一義的ではない、第二義的だという今日のテーマにとっては、肯定していますが、私の言わんとしている、17万人にとって公平な裁判というのは何なのだろう。特に大船観音、従って文化財の下にこんなものを建てるのはいけない、というのを私は見ました。けれども、大船観音は建築物なのです工作物なのです。文化財ではありません。だからいいとは言いませんが、これからこのような画をお作りになる方に申し上げたいのは、切り通しから左側を出してサンプルにさせていただきたい。大船観音を出して環境を守るといのは、これは全く論理的に肯定できるものではないし、非常におかしなものだと思います。大船観音は200有余万の英霊を祀る、そういうもので昭和35年、昭和2年から願を発して、東急建設が4,000万のうちの1,500万を後藤さんが決断してだして、それで造った街であり、切り通しなのです。昔のことはよく分からないけど、今が大事ということでありましてけれども、今からのことを守るために、昔からのことを守らなくてはいけない、というのが私の意見でございます。原因について一般の市民が分かるような形で進めていただきたい、というのはいは全くその通りであります。ここに来ていない市民も沢山、いろいろな意見を持っています。いろいろな意見のほとんどは、ここは既に荒らされているのではないか、これだけ目立つものがあるのはどうということなのだ、このことを問わないでマンション云々を問うていく、しかもマンションの稜線はもっと低いのであって、これは正確には調べておりません、というコメントを下された方がいますので、外部委員会としては、稜線よりもマンションの方が高いということについても、真実を伝える意味で話しておきたいと思います。外部委員会の皆さんのお仕事は、目が赤くなるほど読ませていただいておりますが、本当に素晴らしい、よくやっておられますけれども、何が大事かという、観音も出来て50年になります、これから先何十年なんてすぐ経ちます。そのと

きに果たして、我々のやったことが正しかった、ということが確認できるような街の姿をつくり、引き継いでいただきたいと思います。

委員長：ありがとうございました。大変大きな意見をいただいたと思います。何か委員の方から、よろしいですか、ありがとうございました。今日、意見を述べていただきました皆様にはお礼を申し上げたいと思います。これで意見陳述を終了することにしたいと思います。「日程 3 今後の進め方」ということになります。内部委員会の内部委員会の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

事務局：内部委員会の進捗状況ということなのですが、前回、年度内にとりまとめをし、当委員会にご報告させていただきたいというご説明をさせていただいたのですが、現在、原因解明及び改善策についてのとりまとめを行っていきまして、本日までに間に合えばよかったのですが、少し、細部にわたるまとめが残っていきまして、近々に内部委員会の会議を開催致しまして、最終的な了承を得て行きたいと考えています。、目標的には、年度内に一定のまとめを行い、各委員に送付させていただきたいと、また、内容については、次回、当委員会においてご説明をさせていただきたいと思います。

委員長：日程的にはどうなりますか。

事務局：今週、内部委員会を開催させていただきまして、その中で了承が得られれば、素案という形になりますけれども、素案ということでまとめさせていただいて、今後、当委員会でご協議いただく、という形で考えています。

委員長：そうしますと、素案というお話ですが、最終的な報告書というものはもう少し先になる、ということでしょうか。

事務局：基本的に素案ということでまとめさせていただきまして、外部委員会の所掌にも、調査結果、改善策の検証をやっていただくという形になっていますので、まず、素案の形でご提示させていただきまして、その段階で当委員会からのご意見等をいただいた後で、それを踏まえて再検討させていただいて、市としての最終的な改善策を作るということで対応して行きたいと考えています。

委員長：そうしますと、次回以降、内部委員会からの最終案の素案についてご説明いただいて、今日ご議論いただいた、あるいはご提言いただいた市民の皆様からのご意見を踏まえながら、原因並びに今後の改善策の検証というような所掌事務に沿って進めていくということでよろしいでしょうか。

事務局：はい。

委員長：それでは、「日程 4 その他」ということですが、事務局から何かありますか。

事務局：2点ございます。1点目ですが、当委員会の事務局は経営企画部土地利用調整担当が行っているということでございますけれども、4月に機構改革がございます。経営企画部土地利用調整担当につきましては、まちづくり政策部という新たな

部ができて、そちらの方に行くという形になります。4月以降の当委員会の事務局につきましては、まちづくり政策部の中にまちづくり政策課が新設されて、そこが当委員会の事務局になるということについて、ご報告をさせていただきます。2点目は次回の日程です、4月の30日午前中10時からということで、次回の日程とさせていただければと思います。

委員長：ただいま事務局から報告がありましたが、4月の機構改革で事務局でご担当される方が変わってしまう、ということはあるのですか。

事務局：4月に人事異動がありますので、判らない部分はあるのですが。

委員長：組織としては、まちづくり政策課が担当されるということで、次回は4月30日木曜日、午前10時からということで、場所をご案内いただけるということで、よろしいですか。

事務局：場所がまだ決まっていないので、ご連絡させていただきます。

委員長：組織としては、まちづくり政策課が担当されるということで、次回は4月30日木曜日、午前10時からということで、場所をご案内いただけるということで、よろしいですか。

事務局：場所がまだ決まっていないので、ご連絡させていただきます。

委員長：そのような形で進めて行くことにしたいと思います。他に委員から何かありますか。

安達委員：先程の意見にも出ていたのですが、議会の100条委員会が最終段階で総括されるというお話しでしたので、議会がどのように最終のまとめをされたのか、ご報告いただく、あるいは資料をいただければと思います。

委員長：資料の準備は可能ですか。

事務局：はい、可能でございます。

委員長：100条委員会の資料をご用意いただくということで、お願いします。
それでは、本日は終了します。ありがとうございました。